

議案第29号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年2月19日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市消防団員等公務災害補償条例付則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。